**平成２９年（フ）第３９０号**
相模原市中央区共和１丁目15番14号
債務者　中村　正子
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２９年（フ）第８７号**
岐阜県安八郡安八町北今ヶ渕244番地の６
債務者　蜂矢　和輝
1　決定年月日時　平成29年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２９年（フ）第１４１号**
長野市合戦場３丁目59番地４
債務者　内山　久美
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第１６０号**
長野市篠ノ井二ツ柳2093番地１　ハイツエトランゼ昭和Ｂ102
債務者　木藤　茜
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第１１５２号**
愛知県瀬戸市北脇町123番地
債務者　矢野美代子
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第１４５４号**
名古屋市瑞穂区彌富町字茨山24番地の１　愛鷹ビル103号（従前の住所）名古屋市瑞穂区岳見町２丁目６番地の１　エミナンス岳見107号
債務者　加瀬業務店こと　加瀬　稔
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第５７号**
島根県大田市仁摩町宅野145番地
債務者　浅原　優子
1　決定年月日時　平成29年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
松江地方裁判所出雲支部

**平成２９年（フ）第５６１号**
北九州市小倉南区大字呼野131番地３
債務者　坂本　孝一
1　決定年月日時　平成29年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２９年（フ）第３８２号**
神奈川県座間市広野台１丁目４番７号　Ｓ－１ビル90　402号
債務者　工藤　功
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２９年（フ）第３８３号**
相模原市南区新磯野２丁目25番13―401号
債務者　伊佐野　寛
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２９年（フ）第３９２号**
相模原市南区古淵３丁目２番１号　ケーエムビルⅡ　303
債務者　平　守
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２９年（フ）第３９３号**
神奈川県座間市座間２丁目2426番地　鳩川ハイツ２号棟104号
債務者　霜越　洋一
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２９年（フ）第３９６号**
相模原市中央区相模原１丁目３番17号　スクエアトレビ
債務者　今井　恭一
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２９年（フ）第６７号**
鹿児島県鹿屋市曽田町５番８号　レオパレス霧島ヶ丘103号（旧住所　鹿児島市清水町25番５―501号）
債務者　中村　公宣
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**平成２９年（フ）第２６８号**
北海道上磯郡知内町字上雷54番地１
債務者　永田　匡輝
1　決定年月日時　平成29年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
函館地方裁判所

**平成２９年（フ）第２７７号**
函館市白鳥町８番８号
債務者　佐々木政輝
1　決定年月日時　平成29年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
函館地方裁判所

**平成２９年（フ）第７０６号**
名古屋市南区神松町１丁目28番地　神松荘１棟西507号
債務者　勇　高弘
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部